

令和2年度 第1回 滝川市環境市民委員会 次第

日 時 令和2年7月28日（火）13時30分
場 所 滝川市役所3階 301会議室

1 開会

2 委員長等の選出

3 第2次滝川市環境基本計画・地域行動計画 年次報告書（案）について

4 その他

5 閉会

滝川市環境市民委員会(第8期)委員名簿

任期：令和元年7月6日～令和3年7月5日

(登録順、敬称略)

所 屬 等		氏 名
1. 学識経験を有する者	國學院大學 北海道短期大学部	すがわら けんた 菅原 健太
	滝川市校長会	あわい やすひろ 粟井 康裕
	EPO北海道 (北海道環境財団)	みぞぶち きよひこ 溝渕 清彦 (R2.6.1～)
2. 市民	一般公募	いしかわ みゆき 石川 美雪
	一般公募 (元工コ部部員)	いしたに かず き 石谷 収希
3. 市民団体	滝川消費者協会	たかはし しずこ 高橋 静子
4. 事業者	北海道電力ネットワーク株式会社 滝川ネットワークセンター	おかざき しんじ 岡崎 慎二
	(株)空知自動車学園	たかせ しんじろう 高瀬 慎二郎

所 属	職 名	氏 名
市民生活部	部長	浦川 学央 うらかわ みちてる
くらし支援課	課長	山内 康裕 やまうち やすひろ
	課長補佐	近藤 誕樹 こんどう ひろき
	係長	本所 和久 ほんじょ かずひさ

令和 2 年 7 月 28 日

滝川市環境市民委員会について

1. 目的

滝川市は平成 15 年 1 月 1 日に環境都市宣言を行い、地域の優れた環境を再生し、美しい地球を未来に引き継ぐため、環境にやさしいまちづくりに努めることを誓いました。

その後、平成 16 年 9 月 17 日に滝川市環境基本条例を施行し、「環境への負荷の少ない循環型社会の構築」、「河川をはじめとするあらゆる水環境の保全及び人と自然の共生」、「環境に優しい持続可能な農業の促進」、「市民の主体的な参加と自主的な取組」を推進することを基本理念に掲げました。この基本理念を実現するため、市民、市民団体及び事業者の意見を基に環境基本計画を策定しましたが、その成果及び実施状況について評価検討を行うため、滝川市環境市民委員会を設置することとなりました。

2. 委員会について

(1) 委員

委員 10 名以内で組織

(2) 委員の選出

学識経験を有する者、市民並びに市民団体及び事業者から選出された者の中から市長が適当と認める者並びに公募により選出された者により構成し、市長が委嘱

(3) 任期

2 年

3. 委員会の内容

(1) 開催回数

年 4 回程度開催

時間は 1 ~ 2 時間程度

(2) 令和元年度の開催予定

第 1 回 委嘱状の交付

委員長及び副委員長の選出

委員会の趣旨、今後の日程

年次報告書（案）の説明

第 2 回 年次報告書の確定

評価報告書案の検討

第 3 回 評価報告書案の検討及び作成

第 4 回 評価報告書の提出

環境都市宣言

平成 15 年 1 月 1 日宣言

わたしたちのまち滝川は、石狩川と空知川に育まれた豊かな大地と自然の恵みを受けて、健康で文化的なまちとして発展してきました。

しかし、今、人々の営みは、豊かな自然や調和のとれた地球環境に大きな影響を与えています。

21 世紀を迎え、わたしたちは、地域の優れた環境を再生し、美しい地球を未来に引き継ぐため、環境にやさしいまちづくりに努めることを誓います。

○滝川市環境基本条例

制 定 平成 16 年 9 月 17 日 条例第 18 号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策（第8条－第26条）

第3章 市民参加の制度的保証（第27条－第30条）

附則

滝川市は、北海道のほぼ中央に位置し、石狩川と空知川によって育まれた肥よくな大地と四季折々の豊かな自然を背景に、様々な都市機能を有する中空知の中核都市として発展してきた。

しかし、経済的発展や都市化の進展によって私たちの生活が便利になった反面、人々の営みが身近な環境を汚染すると同時に、広域的な生態系や地球規模の環境にまで影響を及ぼすようになった。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受けることが必要であり、豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

そのためには、私たちのあらゆる行動が環境に影響を与えることを自覚し、それぞれの主体が互いに協力し合い、環境への負荷の低減に努めなければならない。

このような認識の下、私たちは自らが参加し、地域の特性を生かした環境の保全と創出に努め、環境と経済が調和する持続可能な社会の実現を目指して、ここに滝川市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創出に関する基本理念を定め、並びに市民、市民団体、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的にその施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創出は、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創出は、河川をはじめとするあらゆる水環境の保全及び人と自然の共生に向けて、積極的に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創出は、環境に優しい持続可能な農業の促進に向けて、積極的に推進されなければならない。

4 環境の保全及び創出は、市民の主体的な参加と自主的な取組の下、積極的に推進されなければならない。

(各主体の連携)

第3条 市民、市民団体、事業者及び市は、それぞれの役割の中で、環境の保全及び創出についての責務を果たすとともに、互いに公平かつ対等の立場で連携していくなければならない。

2 市民、市民団体及び事業者は、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、第2条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、自ら環境の保全及び創出に努めなければならない。

(市民団体の責務)

第5条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創出に関する活動が円滑に進められるように市民が参加できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実等に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民団体は、環境の保全及び創出に関する活動を積極的に推進するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生じる公害を防止し、良好な環境を保全するために自ら適切な措置を講じなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創出に関する基本的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策

(環境への配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

(広域的な環境保全)

第9条 市は、自らが策定する施策について、市域のみならず、広域的な観点に立って、環境保全が図られるように努めるとともに、広域的な策定及び実施を必要とする施策については、国や他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

(環境基本計画及び地域行動計画の策定)

第10条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を計画的に推進するため、環境基本計画を策定し、環境の保全及び創出に関する長期的な目標並びに施策の基本的な事項について定めるものとする。

2 市は、環境基本計画と併せて、各主体別の行動内容を示す地域行動計画を策定するものとする。

3 市は、環境基本計画及び地域行動計画（以下「環境基本計画等」という。）を策定するに当たっては、あらかじめ、市民、市民団体及び事業者の意見を聴かなければならない。

4 市は、環境基本計画等を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画等の変更について準用する。

(年次報告書の作成及び公表)

第11条 市は、毎年、市民に環境の状況、環境への負荷の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表するものとする。

(経済的負担)

第12条 市は、環境の保全及び創出のため、適正かつ公平な経済的負担を求める措置を講ずることができるものとする。

(施設の整備)

第13条 市は、環境の保全及び創出に関する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第14条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するため、体制の整備その他の措置を講じなければならない。

(財政上の措置)

第15条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第16条 市は、環境の保全及び創出に関する情報を適切に収集し、提供するように努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の支援)

第17条 市は、市民、市民団体及び事業者による環境の保全及び創出に関する自発的な活動がより効果的に促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(良好な水環境の保全等)

第19条 市は、河川等の良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水循環及び安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第20条 市は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全と調和した農業の促進)

第21条 市は、環境への負荷の低減及び安全な食糧の生産を図るため、肥料及び農薬の適正な使用その他の措置により、環境の保全と調和した農業が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(公害の防止)

第22条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関して必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質に関する情報の収集等)

第23条 市は、人の健康を損なうおそれがある化学物質について情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進等)

第24条 市は、環境美化の促進及びその意識の高揚を図るため、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第25条 市は、市民、市民団体及び事業者が、環境の保全及び創出についての理解を深め、活動が促進されるように環境の保全及び創出に関する教育及び学習を推進するための必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全の推進)

第26条 市は、市民、市民団体及び事業者と協力して、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第3章 市民参加の制度的保証

(市民の意見を聴く場の設置)

第27条 市長は、良好な環境の保全及び創出に関する基本的な施策の策定及び実施状況に関し、定期的に市民から環境保全上の意見を聴く場を設けなければならない。

(滝川市環境市民委員会の設置)

第28条 環境基本計画等の策定及び変更にかかる調査審議を行い、環境基本計画等に基づき実施される施策等に関し、その成果及び実施状況について評価検討を行うため、滝川市環境市民委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10名以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者、市民並びに市民団体及び事業者から選出された者うち市長が適当と認める者並びに公募により選出された者により構成し、市長が委嘱する。

(委員会の提言)

第29条 委員会は、市長に対し、委員会において調整された意見等を提言するものとする。

2 市長は、前項の規定による提言を受けたときは、その内容を尊重して適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(委任)

第30条 前2条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

○滝川市環境市民委員会規則

制 定 平成 16 年 9 月 29 日 規則第 28 号
 改 正 平成 18 年 6 月 28 日 規則第 56 号

(趣旨)

第1条 この規則は、滝川市環境基本条例（平成 16 年滝川市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 30 条の規定に基づき滝川市環境市民委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募により選出する委員の数)

第2条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）のうち、条例第 28 条第 3 項の規定により公募により選出する委員の数は、2 人以上とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席要求等)

第6条 委員会は、委員会の運営上必要があると認めるときは、関係機関の職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部くらし支援課において処理する。

[平 18 規則 56・一部改正]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会は、第 5 条の規定にかわらず、市長が招集する。

附 則（平成 18 年 6 月 28 日規則第 56 号）

この規則は、公布の日から施行し、（中略）第 6 条による改正後の滝川市環境市民委員会規則（中略）の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。